

被災地域農業復興総合支援事業（農業者団体等事業）公募要領

第1 趣旨

この要領は、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）のうち被災地域農業復興総合支援事業の農業者団体等事業の事業実施主体の公募に当たって、次の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

- 福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け内閣府・各府省連名。）
- 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱（平成26年2月28日付け内閣府・各府省連名。）
- 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（農林水産省）（平成26年2月28日付け25食第200号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）
- 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）（平成27年4月15日付け27食第10号農林水産事務次官依頼通知。）
- 福島県福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（農林水産関係）（平成27年4月1日付け26農第2924号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）
- 福島県福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産関係）（平成28年4月1日付け28農第193号農林水産部長通知。以下「県基金交付要綱」という。）
- 福島県被災地域農業復興総合支援事業（帰還・移住等環境整備）事務取扱要領（平成27年4月1日付け26農第2924号農林水産部長通知。以下「事務取扱要領」という。）
- その他補助金に係る法律・関係規則・通知等

第2 対象事業

対象事業は、早期の営農再開及び広域的な産地形成に結び付くものであり、かつ、交付要綱別添4別表1に定める取組とする。

第3 公募方法

県は、公募を開始する場合には、福島県農業振興課ホームページの掲載により周知するものとする。

第4 公募対象者

公募対象者は、交付要綱別添4第2に定める農業者の組織する団体とする。

第5 応募方法

応募者は、別に定める日までに、次に掲げる資料を電子メール又は郵送により別紙1に定める福島県農林事務所長を経由して知事へ提出するものとする。

- （1）応募申請書（別紙様式1）
- （2）事業実施計画チェックリスト（別紙様式2）
- （3）事業実施計画チェックリストに記載されている根拠資料等

第6 審査方法

県は、第5の規定により提出された応募書類について、被災地域農業復興総合支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り、交付要綱別添4第4の1(2)に定める事業実施方針に則したものであるか等を審査する。

- 2 県は、審査において、必要に応じて、応募者へ資料の修正や追加資料の提出、ヒアリングの対応を求めることができるものとする。資料の修正及び追加資料の提出を求められた応募者は、県が指定する期間内に適切に対応するものとする。
- 3 県は、審査に当たり、関係市町村に意見等を求めることができるものとする。
- 4 県は、県及び関係市町村から意見等があった場合には、福島県農林事務所長を経由して、応募者へ通知するものとする。
- 5 応募者は、3に基づく意見等が通知された場合には、県が指定する期間内に、適切に対応するものとする。
- 6 県は、2及び5において、応募者が期日までに適切に対応したことが認められない場合、審査を取りやめることができるものとする。
- 7 知事は、審査委員会の結果、適当と認められた事業について、予算の範囲内で事業を選定する。

第7 審査結果の通知

知事は、福島県農林事務所長を経由して、審査結果を全ての応募者に書面で通知するものとする。

- 2 選定通知は、補助金の交付決定を保証するものではない。
- 3 選定通知後の国、県による補助対象経費の精査の結果によって、補助金申請額からの減額や全額補助対象外となる場合がある。

第8 選定の通知以降の申請手続き

事業が選定された応募者は、県交付要綱、県基金交付要綱及び事務取扱要領等に基づき、申請手続きを進めるものとする。